

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月24日

【会社名】 株式会社ALBERT

【英訳名】 ALBERT Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上村 崇

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階

【電話番号】 03-5909-7510(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階

【電話番号】 03-5909-7510(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 2,409,890,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成28年11月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【証券情報】

(訂正前)

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ALBERT第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金2,409,890,000円
各社債の金額(円)	金60,247,250円の1種
発行価額の総額(円)	金2,409,890,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年12月27日
償還の方法	<p>1 償還金額 本社債の元金は、平成31年12月27日(以下「償還期限」という。)に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2 本社債の繰上償還 (1) 当社は、平成28年12月8日以降、平成31年12月26日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成28年12月8日から平成29年12月31日までの期間：100.5% 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間：101.0% 平成31年1月1日から平成31年12月26日までの期間：101.5%</p> <p>(2) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成31年12月26日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額の110.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。</p> <p>(3) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 株式会社ALBERT 経営管理部 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合 2,409,890,000円
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成28年12月8日

申込取扱場所	株式会社ALBERT 経営管理部 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
払込期日	平成28年12月8日
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	<ol style="list-style-type: none">1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。2 本欄第1項に基づき担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(訂正後)

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ALBERT第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金2,409,890,000円
各社債の金額(円)	金60,247,250円の1種
発行価額の総額(円)	金2,409,890,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年12月27日
償還の方法	<p>1 償還金額 本社債の元金は、平成31年12月27日(以下「償還期限」という。)に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2 本社債の繰上償還 (1) 当社は、平成28年12月8日以降、平成31年12月26日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成29年1月8日から平成29年12月31日までの期間：100.5% 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間：101.0% 平成31年1月1日から平成31年12月26日までの期間：101.5%</p> <p>(2) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成31年12月26日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額の110.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。</p> <p>(3) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 株式会社ALBERT 経営管理部 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合 2,409,890,000円
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成28年12月8日

申込取扱場所	株式会社ALBERT 経営管理部 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
払込期日	平成28年12月8日
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	<ol style="list-style-type: none">1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。2 本欄第1項に基づき担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。